

「経営戦略策定支援等に関する調査研究会」 開催要綱

1. 趣 旨

公営企業については、人口減少等に伴う料金収入の減少や保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められている。このような中、総務省では、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を平成 32 年度までに策定することを要請しているところであるが、その策定に向けた取組を更に促進するとともに、策定済みの経営戦略についてもより質を高めるための見直しを促進し、もって公営企業の安定的な事業経営の実現に資するため、「経営戦略策定支援等に関する調査研究会」を開催し、効果的な支援策等について検討することとする。

2. 名 称

本研究会は、「経営戦略策定支援等に関する調査研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 研究会に、座長 1 人を置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、不在の場合など必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (4) 研究会は、原則公開とするが、座長は、必要があると認めるときは研究会を公開しないものとするができる。
- (5) 研究会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。

5. 開催期間

平成 30 年 10 月に第 1 回を開催し、平成 31 年 3 月までに計 3 回程度の開催を予定。

6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課及び地方公共団体金融機構地方支援部が行う。